

第 4 編 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 1 市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

市は、特定大規模災害等を受けた際に、必要に応じ県へ要請を行う。県は、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

- 2 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がいのある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- 3 観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。
- 4 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県及び他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

市及び県は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

- 1 被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講ずる必要がある。
- 2 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- 3 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。
- 4 県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。
- 5 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。また、市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- 6 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- 7 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。
- 8 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付及び母子父子寡婦福祉資金の貸付により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。

なお、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給にあたり、市が設置する災害弔慰金等支給審査会の運営を必要に応じて支援する。

また、県独自の支援措置として県死亡弔慰金、県災害見舞金、子ども災害見舞金の支給を行う。

- 9 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。なお、市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。
- 1 0 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等、被災者の負担の軽減を図る。
- 1 1 市は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行い、県はその取組を支援する。
- 1 2 災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（PTSD）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。
このため県は、市町村等が行う、精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアに関する後方支援、技術的援助を関係機関と協力しながら中長期的に実施する。
- 1 3 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に添った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。
- 1 4 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- 1 5 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった県、市町村及び避難先の県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- 1 6 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第3節 公共施設等災害復旧事業

公共施設等の復旧は常に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、更に関連事業を積極的に採り入れて施行する。

したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実情に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、できるだけ速やかに完了するよう施行の促進を図る。

市は、特定大規模災害等を受けた際は、必要に応じ国及び県へ要請を行う。国及び県は、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

また、県警察は、市及び県と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団等の排除活動の徹底に努める。

【災害復旧事業の種類】

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 海岸災害復旧事業
 - ウ 砂防設備災害復旧事業
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - キ 道路災害復旧事業
 - ク 港湾災害復旧事業
 - ケ 漁港災害復旧事業
 - コ 下水道災害復旧事業
 - サ 公園災害復旧事業
 - シ 公営住宅等災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

第4節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告及び地方公共団体等が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律及び予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

1 法律等により一部負担又は補助するもの

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 海岸法
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ク 予防接種法
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- サ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- イ 都市災害復旧事業国庫補助
- ウ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 障害者支援施設等災害復旧事業
- ケ 婦人保護施設災害復旧事業
- コ 感染症指定医療機関災害復旧事業

- サ 感染症予防事業
- シ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- ス 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に対する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
- オ 水防資機材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第5節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置

1 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の災害によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限について有利な条件で融資する。

(2) 政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、県中小企業支援資金融資制度のほか、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付を要請するとともに、激甚災害として指定された場合は、信用保証協会の災害特例保証、小規模企業等設備導入資金の償還期間の延長が適用される。

3 住宅復興資金

住宅に災害を受けた者に対して、住宅金融支援機構法の規定により、災害復興資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

4 更生資金

(1) 災害援護資金

災害救助法が適用された災害により、住家若しくは家財の被害を受け、又は身体に重傷を負った者の世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、市長は災害援護資金の貸付を行う。

(2) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自力更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金等の貸付を行う。

(3) 母子父子寡婦福祉資金

災害により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童に対して、県、岡山市及び倉敷市は母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。

5 市税についての負担軽減措置

被災状況等に応じ、市税条例の規定等に基づき、被災者の負担軽減措置を講ずる。

6 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

7 県死亡弔慰金、県災害見舞金の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して県死亡弔慰金を支給する。また、自然災害により住家が全壊した場合その世帯主に対して、県災害見舞金を支給する。

8 県子ども災害見舞金の支給

自然災害により、主に住居の用に供している建物が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水のいずれかの被害を受けた子どもを養育している者に、県は子ども災害見舞金を支給する。

第6節 生業回復等の資金確保計画

1 基本方針

被災者の生活安定及び生業回復のための資金については市、国、県及び各種金融機関の協力のもとに、現存の各法令及び制度の有機的な運用により所要資金を確保するよう配慮する。

| 法令名 | 区分 | 内容 | 対象 | 受付（相談）窓口 |
|---|----|--|----------------------------|-----------------------------------|
| 独立行政法人 住宅金融支援機構法 | | 災害で滅失した住家を復旧するため必要となる資金の融資 | 住宅に被害を受けた者 | 市 住宅金融公庫「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関 |
| 中小企業信用保険法 | | 災害関係の別枠保証 | 被災中小企業者 | 信用保証協会 |
| 株式会社日本政策金融公庫法 | | 特別枠を設け、災害資金の貸付 | 被災中小企業者 | 日本政策金融公庫 |
| 株式会社商工組合中央金庫法 | | 特別枠を設け、災害資金の貸付 | 被災中小企業者 | 商工組合金融公庫 |
| 独立行政法人 福祉医療機構法 | | 災害を受けた医療施設の復旧のため必要となる資金の融資 | 私的医療機関設置者 | 県保健福祉部 |
| 天災による被害農林漁業者等 に対する資金の融通に関する 暫定措置法 | | 天災を受けた農林漁業者に対して経営事業資金を融資した金融機関に対する利子補給 | 農業者 | 市 |
| 農林漁業金融公庫法 | | 農林漁業施設の災害復旧費用の融資 | 農林漁業者 農業協同組合 漁業協同組合等 | 市 農林漁業金融公庫 農業共同組合等 |
| | | 災害の減収補てん等経営維持安定を図るための融資 | 農業者 農業生産法人 | |
| 母子及び寡婦福祉法 | | 災害を受けた店舗、田畑及び住居の復旧に必要な資金の貸付 | 母子世帯、寡婦 | 市 |
| | | 既貸付金の支払猶予措置 | | |
| 災害弔慰金の 支給等に関する法律 | | 既貸付金の支払猶予措置 | 被災者 (所得制限あり) | 市 |
| 生活福祉資金貸付制度要綱 | | 災害援護資金 | 低所得世帯に対し、災害を受けたため貸し付ける資金 | 市社会福祉協議会 |

2 融資制度の充実

生活福祉資金を始めとする各種資金の貸付、農業協同組合、各種金融公庫、その他一般金融機関の災害融資を充実強化し、被災者の生活安定等を図るための資金の確保につとめる。

第7節 低所得者及び生活困窮者に対する住宅確保計画

1 基本方針

低所得世帯あるいは母子世帯及び寡婦世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し、又は被災をまぬがれた非住家を改造する等のため、資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資する。

- (1) 災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の福祉資金
- (3) 母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金

| 条件等 | 災害援護資金 | 生活福祉資金 | 母子・父子・寡婦福祉資金 | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---|-------------------------------------|--|-----|----------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|---------------------|-------|-----------|------------|--|---|
| 1 貸付機関 | 市 | 県社会福祉協議会 | 県（県民局健康福祉部） | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 適用災害 | 県内において災害救助法が適用になった災害 | 特別の制限なし、ただし、左の災害援護資金の対象世帯は除く | 特別の制限なし | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 貸付対象者 | <p>一定の被害を受けた世帯であって、かつ、次の要件を満たす世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>年間所得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人</td> <td>220 万円未満</td> </tr> <tr> <td>2 人</td> <td>430 万円</td> </tr> <tr> <td>3 人</td> <td>620 万円</td> </tr> <tr> <td>4 人</td> <td>730 万円</td> </tr> <tr> <td>5 人以上 1 人増すごとに加算</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>住所が減失した場合</td> <td>1,270 万円未満</td> </tr> </tbody> </table> | 世帯人員 | 年間所得 | 1 人 | 220 万円未満 | 2 人 | 430 万円 | 3 人 | 620 万円 | 4 人 | 730 万円 | 5 人以上 1 人増すごとに加算 | 30 万円 | 住所が減失した場合 | 1,270 万円未満 | 災害を受けたことにより臨時に経費が必要となる低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。） | 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に 20 歳未満の児童を扶養している者） 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に 20 歳未満の児童を扶養している者） 寡婦（配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった者） |
| 世帯人員 | 年間所得 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 人 | 220 万円未満 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 人 | 430 万円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 人 | 620 万円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 人 | 730 万円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 人以上 1 人増すごとに加算 | 30 万円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住所が減失した場合 | 1,270 万円未満 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 資金種別 | 災害援護資金 | 福祉資金の福祉費 | 事業開始資金、事業継続資金、住宅資金外 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 貸付限度額 | 被害の種類及び程度に応じ 150～350 万円 | 150 万円 ただし、個別の状況によって最高 580 万円まで可 | 事業開業資金 293 万円 事業継続資金 147 万円 住宅資金 150 万円外 | | | | | | | | | | | | | | |

| 条件等 | 災害援護資金 | 生活福祉資金 | 母子・父子・寡婦福祉資金 |
|-----------------|--|---|--|
| 6 貸付期間 | 1 据置期間 3年 (特別の場合5年) 2 償還期間 10年 | 1 据置期間 6月以内 (特別の場合2年以内) 2 償還期間(据置期間 経過後)7年以内 (個別の状況によつて は20年以内) | 1 据置期間 事業開始資金 1年 (被害の程度により最 高1年間延長でき る。) 事業継続・住宅資金 6月 (被害の程度により最 高1年6ヶ月間延長で きる。) 2 償還期間 7年以内 |
| 7 償還方法 | 年賦、半年賦(原則として 元利均等償還) | 月賦、半年賦(原則として 元利均等償還) | 月賦、半年賦、年賦 (元利均等償還) |
| 8 貸付利率 | 1 普通利率 3% (据置期間中は無利子) | 1 連帯保証人を立てる 場合 無利子 2 連帯保証人を立てな い場合 1.5% (据置期間中は無利子) | 1 普通利率 1% 2 延滞利率 年10.75% |
| 9 担 保 | 1 物的担保 なし 2 保 証 人 1人 | 1 物的担保 なし 2 保 証 人 原則として1人 (借受人と同一県内居 住者) | 1 物的担保 なし 2 保 証 人 1人 |
| 10 申請書等提出 書類 | 1 借入申込書 2 本人及び保証人の 印鑑証明 | 1 借入申込書(用紙市社 会福祉協議会に備付) 2 罹災証明書 3 補修等の計画書及び 経費見積書 4 所得証明書(借受人世 帯、連帯保証人) | 1 借入申込書(用紙社会福 祉事務所及び市役所に 備付) 2 戸籍謄本 3 罹災証明書 4 事業概要書(事業開始、 事業継続資金のみ) 5 住宅計画書及び住宅経 費見積書(住宅資金の み) |
| 11 申請経由機関 | <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;">申 込 者</div> <div style="width: 1px; height: 10px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;">市</div> <div style="width: 1px; height: 10px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;">県</div> <div style="width: 1px; height: 10px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;">国</div> </div> | <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;">申 込 者</div> <div style="width: 1px; height: 10px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;">民生委員児童委員</div> <div style="width: 1px; height: 10px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;">市社会福祉協議会</div> <div style="width: 1px; height: 10px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;">岡山県社会福祉協議会</div> </div> | <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;">申 込 者</div> <div style="width: 1px; height: 10px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;">市福祉事務所</div> <div style="width: 1px; height: 10px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;">県 (県民局健康福祉部)</div> </div> |
| 12 貸付審査機関 | 市 | 県社会福祉協議会 | 県(県民局健康福祉部) |
| 13 取扱機関 | 市 | 市社会福祉協議会 | 市 |

2 生活困窮者に対する施設入所対策

災害により住宅を失い、又は破損等により居住することができなくなったもののうち、生活困窮者等で社会福祉施設の入所施設に収容することが適当なものについては、次の方法により収容する。

(1) 入所施設別対象者

施設への入所者は、次の条件に該当する。

ア 保護施設

- (ア) 生活困窮世帯であること
- (イ) 扶養者がいない者であること

イ 高齢者福祉施設

- (ア) 原則として65歳以上の高齢者であること
- (イ) 生活困窮世帯であること
- (ウ) 居住において養護を受けることができない者であること

ウ 児童福祉施設

- (ア) 生活困窮世帯であること
- (イ) 母子生活支援施設にあっては、母子世帯であること。その他の施設にあっては、児童のみの世帯又は児童を養育することのできない世帯であること

(2) 人居手続き

市長は、被災者のうち社会福祉施設へ収容する必要を認めたときは、福祉事務所長へ連絡し、次の手続きにより収容する。

ア 保護施設

福祉事務所長は、所定の調査をし、保護施設長と連絡して収容する。

イ 高齢者福祉施設

福祉事務所長は、所定の調査をし、高齢者福祉施設長と連絡して収容する。

ウ 児童福祉施設

母子生活支援施設にあっては、市長は、所定の調査をし、児童福祉施設長と連絡して保護を実施し、その他の施設にあっては、所管児童相談所長に通報し、児童相談所長が所定の調査をし、適当な施設に保護を実施する。